

平成23年度

「運輸安全マネジメントに関する取組み」結果について
～輸送の安全に係る情報～



川崎市交通局

はじめに

「すべての運送事業者は、経営トップから現場の職員に至るまで、輸送の安全が最も重要であることを自覚し、運輸安全マネジメントにより絶えず輸送の安全性の向上に努める」ことを義務付けた『運輸安全一括法』が、平成18年10月に施行されました。

これを受け、川崎市バスでは、「川崎市交通局旅客自動車運送事業安全管理規程（以下、「安全管理規程」という。）」を制定し、輸送の安全性の向上に努め、お客様の安全を最優先とした、人にやさしいバスを目指しています。

本書は、旅客自動車運送事業運輸規則（国土交通省令）に基づき、川崎市バスが平成23年度に実施した輸送の安全に関する情報及び平成24年度の取組みについて、輸送の安全に関する基本方針や輸送の安全に関する目標及び目標の達成状況、事故に係る情報などを公表するものです。



市バスイメージキャラクター
「かわさきノルフィン」

目 次

	ページ
I 運輸安全マネジメントに関する取組み · · · · ·	4
1 輸送の安全に関する基本的な方針	
2 輸送の安全に関する目標	
3 輸送の安全に関する組織体制及び指揮命令系統	
4 事故災害に関する報告連絡体制及び指揮命令系統	
5 輪送の安全に関する重点施策	
6 安全統括管理者、安全管理規程	
 II 平成23年度の輸送の安全に関する情報 · · · · ·	6
1 平成23年度の事故削減目標と目標達成状況	
2 自動車事故報告規則第2条に規定する事故に関する統計	
3 平成23年度の輸送の安全に関する取組み	
 III 平成24年度の輸送の安全に関する目標及び計画 · · ·	13
1 平成24年度の輸送の安全に関する目標	
2 目標達成に向けた取組み	



I 運輸安全マネジメントに関する取組み

1 川崎市交通局安全方針

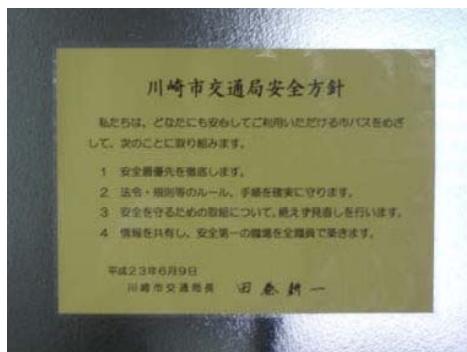
「川崎市交通局安全方針」を次のとおり定めています。

川崎市交通局安全方針

私たちは、どなたにも安心してご利用いただける市バスをめざして、次のことに取り組みます。

- 1 安全最優先を徹底します。
- 2 法令・規則等のルール、手順を確実に守ります。
- 3 安全を守るための取組について、絶えず見直しを行います。
- 4 情報を共有し、安全第一の職場を全職員で築きます。

平成18年10月 1日制定
平成23年 6月 9日改正



安全方針の掲示

2 輸送の安全に関する目標

<中期的な目標（平成25年度の目標）>

輸送の安全に関する中期的な目標を「川崎市バス事業ステージアップ・プラン」最終年度である平成25年度末までに、平成16年度の有責事故（当方に過失のある事故）件数39件から、50%減の20件以下を目指します。

3 輸送の安全に関する組織体制及び指揮命令系統

輸送の安全の確保に向けた責任ある組織体制について、経営トップ、安全統括管理者、運行管理者、整備管理者その他必要な責任者を構成員とした、「川崎市バス輸送安全対策推進組織」を別紙1(17ページ)のとおり定めています。

4 事故災害に関する報告連絡体制及び指揮命令系統

自動車事故報告規則に定める、重大事故、若しくは災害等が発生した場合の「事故・災害等に関する報告連絡体制及び指揮命令系統」を別紙2(18ページ)のとおり定めています。

5 輸送の安全に関する重点施策

輸送の安全に関する重点施策を次のとおり定めています。

- (1) 輸送の安全の確保が最も重要であるという意識を徹底し、関係法令等に定められた事項を遵守すること。
- (2) 輸送の安全に関する費用支出及び投資を積極的かつ効率的に行うように努めること。
- (3) 輸送の安全に関する内部監査を行い、必要な是正措置又は予防措置を講じること。
- (4) 輸送の安全に関する情報の連絡体制を確立し、局内において必要な情報を伝達し、共有すること。
- (5) 輸送の安全に関する教育及び研修に関する具体的な計画を策定し、これを的確に実施すること。

川崎市交通局旅客自動車運送事業安全管理規程第5条から抜粋

6 安全統括管理者、安全管理規程

(1) 安全統括管理者

輸送の安全を確保するための事業を統括管理するために、道路運送法第22条の2第2項第4号の規定により、安全統括管理者を次のとおり選任しています。

自動車部長 三柴 信雄

(2) 安全管理規程

道路運送法第22条の2の輸送の安全に関する規定に基づき、輸送の安全を確保するため遵守すべき事項を定め、もって輸送の安全性の向上を図ることを目的とした「川崎市交通局旅客自動車運送事業安全管理規程」を19ページのとおり定めています。



II 平成23年度の輸送の安全に関する情報

1 平成23年度の輸送の安全に関する目標と目標達成状況

目標 有責事故(責任割合1%以上) 29件以下 (平成22年度32件の3件減)

責任割合 50%以上の事故 24件以下 (平成22年度27件の3件減)

結果 有責事故(責任割合1%以上) 44件

責任割合 50%以上の事故 41件

となり、いずれも目標を達成できませんでした。

【事故件数の推移】

(単位:件)

	H19	H20	H21	H22	H23
全体事故件数	85	63	75	53	69
有責事故件数(責任割合1%以上)	57	37	43	32	44
責任割合 50%以上の事故	36	23	30	27	41

【事故種別件数】カッコ内は有責事故件数で内数

(単位:件)

事故種別	H19	H20	H21	H22	H23
通行人接触	4(3)	5(5)	5(5)	2(2)	4(3)
乗り降り損じ	2(2)	0(0)	1(1)	0(0)	2(2)
車内事故	14(14)	7(6)	7(6)	5(5)	14(11)
衝突による乗客乗員負傷	5(4)	10(3)	12(7)	11(8)	2(2)
その他人身事故	1(1)	1(1)	1(1)	1(1)	2(2)
人身事故計	26(24)	23(15)	26(20)	19(16)	24(20)
自動車接触事故	56(30)	38(20)	42(17)	32(14)	39(20)
建設物接触事故	3(3)	2(2)	5(5)	2(2)	1(1)
その他物件事故	0(0)	0(0)	2(1)	0(0)	5(3)
対物事故計	59(33)	40(22)	49(23)	34(16)	45(24)
合計	85(57)	63(37)	75(43)	53(32)	69(44)

【年間走行距離10万kmあたりの有責事故発生件数】

	車両数 (両)	総走行距離 (千km)	有責事故件数 (件)	10万kmあたりの 有責事故発生件数(件)
19年度	324	12,518	57	0.46
20年度	324	12,437	37	0.30
21年度	329	12,463	43	0.35
22年度	331	12,622	32	0.25
23年度	335	12,923	44	0.34

注 走行10万kmあたりの事故発生件数 算式=事故発生件数÷総走行距離×10万km

※ 平成22年度10万kmあたり有責事故発生件数の大都市6公営バス事業者平均:約0.69件

2 自動車事故報告規則第2条に規定する事故に関する統計

〔国土交通省へ報告した重大事故件数〕

(単位:件)

	H19	H20	H21	H22	H23
重大事故件数	7	6	4	4	4

〔平成23年度重大事故の内容〕

事故発生日	発生状況	根拠規定
4月7日	交差点にて前車に続き発車した直後、右前方を走行していた自転車が急に左に寄り停車したため、危険回避のため急ブレーキをかけたところ、車内着座中のお客様が、座席前の手摺に顔を打ち負傷	第2条第7号
4月27日	停留所にて乗降扱いのため停車し、降車客2人目のお客様の光電ブザーの音が消えたので「降りた」と思い、中扉を閉めたところ、お客様の右腕が車内に残っていたためドアに挟み、その反動で尻もちをつき負傷	第2条第7号
12月10日	終点駅ターミナルに到着の際、停車前に座席を離れたお客様が、停車時の動揺でバランスを崩し転倒負傷	第2条第3号
3月17日	交差点手前をタクシーに続いて走行中、交差点の約15m手前で右折矢印信号から黄色信号になり、タクシーが停止線を少し超えた辺りで停車したため、とっさに強めのブレーキと右にハンドルを切って停車したところ、後方座席に着座中のお客様が前の座席の背もたれに腹部を打ち負傷	第2条第7号

※ 第2条第3号に該当する事故とは、死者又は重傷者を生じたもの。(14日以上の入院、又は入院を要し治療期間30日以上のもの等)

※ 第2条第7号に該当する事故とは、操縦装置又は乗降口の扉を開閉する操作装置の不適切な操作により、旅客に11日以上の治療を要する傷害が生じたもの。

〔国土交通省へ報告した車両路上故障件数〕

42件 (第2条第11号)

※ 第2条第11号に該当する事故とは、自動車の装置の故障により、自動車が運行できなくなったもの

〔平成23年度車両路上故障 項目別〕

(単位:件)

原動機	13	走行装置	1	電気装置	14
動力伝達装置	7	緩衝装置	0	空調装置	0
制動装置	2	シャシ補助	2	乗車装置	3



3 平成23年度の輸送の安全に関する取組み

(1) 職員の安全意識向上

- ア 「川崎市交通局安全方針」を職員が理解しやすい内容に改定(平成23年6月)するとともに、掲示や研修の機会等を通じて周知
- イ 「輸送の安全に関する目標」及び各月ごとの事故件数について、掲示により周知(毎月)
- ウ 各月ごとに事故防止の主題と強調目標を設定し、営業所事故防止委員会や点呼、掲示等で周知(毎月)
- エ 安全運行に関する統一調査の実施(日常点検実施状況等11項目の現況調査、毎月)
- オ 事故警報の発令(6回)
- カ 注意喚起文の掲示(随時)
- キ 点呼による周知(随時)
- ク 営業所での掲示の作成・掲示(随時)
- ケ 営業所事故防止委員会等を活用することによる営業所独自の取組み(随時)
- コ 輸送の安全に関する教育及び研修の実施(後述)

(2) 輸送の安全に関する教育及び研修の実施

ア 全体研修

- ・安全運転研修
 - 春の法令講習会(5月)
 - 秋の法令講習会(9月)
- ・模範DVDの上映 (5月・9月 安全運転研修時)
- ・非常用具・車椅子等取り扱い及び飲酒運転防止研修 (12~1月)
- ・高齢者疑似体験研修(7月~9月)
- ・グループワーク研修(11月~3月)
- ・乗務員緊急特別研修(8月~9月)
- ・乗務員特別研修(1月~2月、3月~)



乗務員特別研修

イ 個別研修

- ・安全運転指導教育(事故惹起者)の個別実施(23回)
- ・特別指導教育(運行ミス惹起者)の個別実施(28回)
- ・エコドライブ実技研修(2回)
- ・新規採用乗務員研修(3回)
- ・職長昇任時研修(1回)

ウ 運行管理者等研修

- ・運行管理者等一般講習の受講 (24人)
- ・運行管理者資格者証取得に向けた基礎講習受講 (6人)
- ・交通局主催の営業所職員への運行管理者研修 (22人)
- ・運輸安全マネジメント本局職員向け研修(61人)

(3) 情報の共有化

- ・「輸送の安全に関する目標」及び各月ごとの事故件数について、掲示により周知(再掲)
- ・6月(無事故運動実施時)及び12月(年末年始自動車輸送安全総点検実施時)に「ヒヤリハット情報」を収集し、「事故情報」と併せて、マップを作成し掲示
- ・輸送の安全に関する情報の共有を図るため、交通局長と運転手、整備職員など営業所職員代表との意見交換会を実施(5月・10月～11月)
- ・事故速報の全営業所送付により、営業所間の事故情報の共有を実施

(4) 一般適性診断の活用

「ナスパネット」による一般適性診断の実施及び個別指導の実施(110人)

(5) 職員の健康管理の徹底

- ・定期健康診断の確実な受診
- ・保健相談員による定期健康診断後のフォローアップ、産業医による個別指導実施

(6) 無事故運動等の実施

ア 関係機関と連携した各種キャンペーンへの参加

- ・春・秋の全国交通安全運動(春:5月11日～20日 秋:9月21日～30日)
- ・事業用自動車事故防止コンクールへの参加(6月1日～8月31日)
受賞:井田営業所、菅生営業所、川崎市交通局(貸切)
- ・バス車内事故防止キャンペーン(7月1日～31日)
- ・夏の交通事故防止運動(7月11日～20日)
- ・車内転倒防止チラシ(国交省作成)の車内配付(11月)
- ・年末年始自動車輸送安全総点検
(12月10日～1月10日)
- ・年末の交通事故防止運動(12月11日～20日)
- ・関東運輸局神奈川運輸支局主催の「交通バリアフリー教室」への協力(3月1日・塩浜営業所)
- ・公共交通機関等におけるテロ対策の実施(毎日)



交通バリアフリー教室

イ 交通局独自の「無事故運動」実施

6月1日～30日及び2月1日～29日に、交通局独自の「無事故運動」を実施し、無事故運動バッチの装着や所内看板の設置など、啓発活動を行いました。

ウ 危機管理対策として、警察や消防機関と連携した実地訓練の実施

- ・宮前警察署、富士見台小学校と合同による、無差別殺傷事件訓練を実施(7月22日・鷺ヶ峰営業所)
- ・多摩警察署、多摩消防署と合同による、バスジャック対策訓練を実施(12月9日・菅生営業所)



無差別殺傷事件訓練

(7) 輸送の安全に関する内部監査

平成23年度分の内部監査については、経営トップ並びに井田営業所を監査対象として、平成24年2月～3月に実施しました。「安全方針の理解度把握」などについて指摘があり、このことを踏まえ、現在業務改善に取り組んでおります。

(8) 運行管理体制の充実・強化

ア 運行管理体制の充実

- ・経営トップによるマネジメントレビューの実施

川崎市バス事業経営戦略会議(随時)

輸送安全委員会(5回)

- ・「市バス営業所改革アドバイザー」(後述)による点検や改善提案に基づく随時の改善
- ・内部監査の実施(再掲)

イ 職員の意識向上

- ・輸送の安全に関する教育及び研修の実施(再掲)

- ・運転技能コンクールの実施(1月)

運転技術やお客様サービスの向上を図るとともに、使命感やプロ意識を醸成するために、運転技能コンクールを実施しました。

一般道競技では、市民審査員を公募し、審査をしていただきました。



運転技能コンクール

ウ 「市バス営業所改革アドバイザー」の配置

平成23年3月から平成24年2月までの間、民間バス事業者で運行管理等の経験を有する2名を「市バス営業所改革アドバイザー」として任命し、塩浜・井田・鶴ヶ峰営業所に交代で常駐しました。

アドバイザーとは月一回意見交換を行い、随時の業務改善に取り組むとともに、一年間の常駐結果を基に、市バスにおける今後の運行管理の方向性について提言を受けました。

エ 経路誤り等運行ミス防止対策

(ア) 平成23年度は、基本動作の徹底を図る等、内的要因(不注意や思い込みなど、運転手の意識や動作を改善することで対応できるもの)に重点を置いた対策を実施し、平成22年度の半数近くまで減少しました。

[運行ミスの発生件数]

	H22	H23
経路誤り	58件	36件
その他の	14件	3件
計	72件	39件

(イ) 運行ミス防止対策として、主に次のとおり取り組みました。

- ・基本動作（車内放送・運行表・方向幕の確認）の徹底
- ・グループワーク研修の実施（再掲）
- ・乗務員緊急特別研修、乗務員特別研修の実施（再掲）
- ・本局職員営業所巡回による意識向上・意識の徹底
- ・出庫前点呼時における経路の復唱
- ・運行表の表示内容についての改善
- ・営業所の自主的な取組みによる運行ミス防止対策
- ・「経路誤り防止対策プロジェクトチーム」による対策の改善

(ウ) 「川崎市交通局バス運行管理に係る改善委員会」の設置及び答申

運行ミスの要因や防止対策について、安全運行の確保・向上の観点から検証し、今後の対策について調査審議することを目的として、学識経験者2名及び市バス営業所改革アドバイザー2名を委員とする「川崎市交通局バス運行管理改善委員会」を平成23年11月に設置し、平成24年3月に答申をいただきました。

市バスでは答申を受けてこれまでの運行ミス防止対策を見直し、運行ミス防止に取り組みました。

(9) 輸送の安全に関する予算等の実績額

輸送の安全に関する費用支出及び投資は、輸送の安全対策が効果的に行われるよう重点的かつ効率的に行いました。

区分	内容
バリアフリー対応バスの購入	ハイブリッドバリアフリー対応バス6両 最新規制適合バリアフリー対応バス30両
バス停留所施設の整備	停留所上屋10か所 照明付停留所標識20基 バス停ベンチ50脚
輸送の安全性向上	運行管理体制の強化 運輸安全マネジメントに基づく取組の推進
総額	858, 270千円

(10) 添乗観察の一部民間委託による充実

民間委託による添乗観察を新たに導入して、指導監督を徹底しました。（直営営業所運転手に対しては一人あたり3回、管理委託先運転手に対しては一人あたり2回、延べ1,780回の添乗実施）

(11) その他

ア 職員のモチベーション向上策として、次のとおり実施しました。

- ・ 営業所別無事故表彰の実施

井田営業所(100日及び200日)、菅生営業所(100日及び200日)

- ・個人別無事故表彰の実施
10年無事故表彰:27人、20年無事故表彰:14人、25年無事故表彰:1人
- ・標語コンクールの実施
「静止物との接触事故防止」及び「交通法令遵守」をテーマに実施し、入選者を表彰するとともに、受賞作を職員に周知しました。

イ 関東運輸局による行政処分について

平成22年度（平成23年1月13日）に、関東運輸局により塩浜営業所及び上平間営業所に対して実施された巡回監査の結果として、翌年度の平成23年12月20日に次のとおり行政処分を受けました。

(ア) 塩浜営業所

処分内容：輸送施設の停止処分10日車（1両10日間）

処分理由：「運行管理者に対する適切な指導監督を怠っていたこと」

(イ) 上平間営業所

処分内容：輸送施設の停止処分15日車（1両15日間）

処分理由：「運行管理者に対する適切な指導監督を怠っていたこと」「軽微事項に係る運行計画（運行時刻）について事後変更届出を怠っていたこと」

いずれの営業所においても業務改善を終了し、平成24年3月16日、関東運輸局長あてに改善報告書を提出するとともに、関東運輸局神奈川運輸支局による呼出監査を受け、改善の確認を行いました。

(12) 平成23年度の取組み総括

平成23年度は、「川崎市交通局安全方針」を、国土交通省が定めた運輸安全マネジメントのガイドラインを踏まえつつ、文言を平易化して職員が理解しやすい内容に改定するとともに、「輸送安全委員会」におけるマネジメントレビューを実施する等、運輸安全マネジメントの着実な実施に努めました。

また、運行ミス防止対策と併せて、乗務員特別研修などにより営業所職員と本局職員の対話の取組みを行うとともに、添乗観察の一部民間委託実施等による指導の充実を図りました。

さらに、「市バス営業所改革アドバイザー」の配置や「川崎市交通局バス運行管理改善委員会」の設置により、運行管理体制や運行ミス防止対策の検証及び改善を行いました。

それらの取組みにより、運行ミスは前年度の半数近くまで減少しました。しかしながら、事故削減目標については、衝突による乗客乗員負傷による有責事故が減少する一方、車内人身事故及び自動車接触事故について、有責事故が増加したことから、達成に至りませんでした。

その結果を受け、平成24年度については、特に車内人身事故防止及び自動車をはじめとする静止物への接触事故の防止について取り組むとともに、運輸安全マネジメントを着実に展開して、輸送の安全性の向上を図ってまいります。

III 平成24年度の輸送の安全に関する目標及び計画

1 平成24年度の輸送の安全に関する目標

(1) 設定目標

平成24年度は、有責事故の「総件数削減目標」を設定するとともに、新たに「形態別重点削減目標」を設定します。

ア 有責事故の総件数については、平成23年度の目標と同じく、29件以下を目標とします。

有責事故総件数目標：29件以下（平成23年度件数：44件）

イ 形態別重点削減目標として、昨年度特に増加した車内事故及び静止物接触事故について、重点削減目標を設定します。

車内人身事故目標：6件以下（平成23年度件数：11件）

静止物接触事故目標：10件以下（平成23年度件数：19件）

〔有責事故件数の推移〕

（単位：件）

	H18	H19	H20	H21	H22	H23	H24 目標	H25 中期 目標
有責事故件数	45	57	37	43	32	44	29以下	
前年度比較	-2	12	-20	6	-11	12	-15	20

(2) 重点事項

ア 静止物接触事故の削減

駐停車車両等静止物に接触する事故が平成23年度に増加したため、「車両特性及び安全確認の徹底による接触事故防止」について重点を置いた取組みを行います。

特に、静止物への側面接触、バス車両の尻振りによる静止物接触、静止物に対する追突事故等の防止に努めます。

イ 車内人身事故の削減

平成23年度に増加した「車内人身事故」の防止に、重点を置いた取組みを行います。

特に、乗車客着席前発車による事故、扉挟みによる事故等の防止に努めます。

2 目標達成に向けた取組み

(1) 職員の安全意識向上

ア 「安全方針」の周知徹底

「川崎市交通局安全方針」について、研修等の機会を通じて、周知徹底を図ります。

イ 目標及び重点事項の周知について

前述の「設定目標」及び「重点事項」について、点呼や交通安全運動等、様々な機会を通じて、周知徹底を図ります。

ウ その他

安全指導課を中心に、交通局全体で安全意識向上へ取り組んでまいります。
特に各営業所では、地域特性に即した重点対策目標・重点対策箇所を設定するとともに、営業所事故防止委員会等を活用して、自主的な対策に取り組んでまいります。

(2) 輸送の安全に関する教育及び研修の実施

輸送の安全に関する教育及び研修等については次のとおり実施してまいります。

ア 全体研修

- ・安全運転研修(春・秋の法令講習会等)
- ・危険予知訓練(ヒヤリハット、事故事例等)
- ・車内事故防止・エコドライブ研修
- ・非常用具・車椅子等取り扱い講習
- ・グループワーク研修
- ・健康管理研修(飲酒運転防止等)
- ・その他運行管理者による乗務員研修



グループワーク研修

イ 階層別研修

- ・職長昇任時研修
- ・乗務員新規採用研修
- ・5年毎研修（新規）

ウ 個別研修

- ・事故惹起者への安全運転指導教育
- ・エコドライブ実技研修（拡大）
- ・添乗観察結果を活用した特別指導



エコドライブ実技研修

エ 運行管理者等研修

- ・運行管理者一般講習の受講
- ・運行管理者資格者証取得に向けた基礎講習受講
- ・運行管理者研修(入門・一般・上級)（拡充）

(3) グループ制の活用

職長をリーダーとした「グループ制」の導入により、運転手への情報伝達、グループワーク研修の実施、輸送の安全についての運転手からの意見収集について実施してまいります。

(4) 情報の共有化

事故の分析及びヒヤリハット情報の収集を行い、情報の共有を図るとともに、共有化した情報を研修等に活用して、事故の削減に取り組みます。

また、輸送の安全に関する情報の共有を図るため、交通局長と運転手、整備職員など営業所職員代表との意見交換会、安全統括管理者と営業所職員代表との意見交換会を行うと

とともに、グループ制を活用して、輸送の安全について職員の意見を収集して、輸送の安全性向上に活用してまいります。

(5) 一般適性診断の活用

運転適性は、年令、心身条件等の変化に対応して経年的に変化します。市バスでは、一般適性診断を全運転手に対して3年に1回の周期で実施し、結果をもとに運行管理者による個別指導を行うことで、自らの運転適性を十分理解させ、安全運行に活かします。

(6) 職員の健康管理の徹底

定期健康診断の確実な受診を促すとともに、定期健康診断後にフォローアップ及び産業医による個別指導を行います。

(7) 無事故運動等の実施

関係機関と連携した各種キャンペーンに積極的に参加するとともに、交通局独自の「無事故運動」を実施します。



無事故運動の実施

(8) 危機管理への対応

ア 重大事故通報訓練の実施

重大事故発生時の通報訓練を実施します。

イ テロ対策の実施

主要停留所等におけるテロ対策巡回を実施する等、対策を行っていきます。

ウ バス非常時連絡体制の整備

災害時においても安定した通信環境の確保が可能となるデジタル方式の無線機を市バス全車両に配備して、災害時における安定した通信環境を確保するとともに、一斉通報機能により運行指示の迅速化を図ります。

(9) 輸送の安全に関する内部監査の実施

平成24年度は、経営トップ及び営業所(1箇所)を対象に実施します。

(10) 運行管理体制の充実・強化

ア 運行管理体制の充実

輸送安全委員会の活用や、経営トップによるマネジメントレビューを実施し、運行管理体制を評価し、必要に応じて見直しや改善を行います。

また、「市バス営業所改革アドバイザー」から昨年度受けた提言に基づき、点呼の厳正な実施、運行管理者の育成など運行管理体制の改善に取り組みます。

加えて、内部監査を着実に行い、運行管理体制の改善に向けて自主的な取組みを行います。

イ 経路誤り等運行ミス防止対策

「交通局運行管理改善委員会」からの昨年度の答申を受け、基本動作の徹底、出庫直前の点呼実施、グループワーク研修などを行い、運行ミスの防止に努めます。

(11) 職員のモチベーションの向上

運転技能コンクールを開催し、運転手としての使命感やプロ意識の醸成を図ってまいります。

また、標語コンクールや、営業所ごとの無事故表彰及び職員への永年無事故表彰を実施するとともに、グループ制を活用して、グループに対してのモチベーションを高める取り組みについて、検討してまいります。

(12) 添乗観察の実施

ア 民間委託による添乗観察の実施

お客様の視点で、民間委託による添乗観察を実施するとともに、運行管理者による指導を行い、運転手のレベルアップを図ります。

イ 職員による添乗観察の実施

プロの視点で、交通局職員による添乗観察を実施するとともに、運行管理者による乗務員指導を行い、運転手のレベルアップを図ります。

(13) 人事評価制度の実施

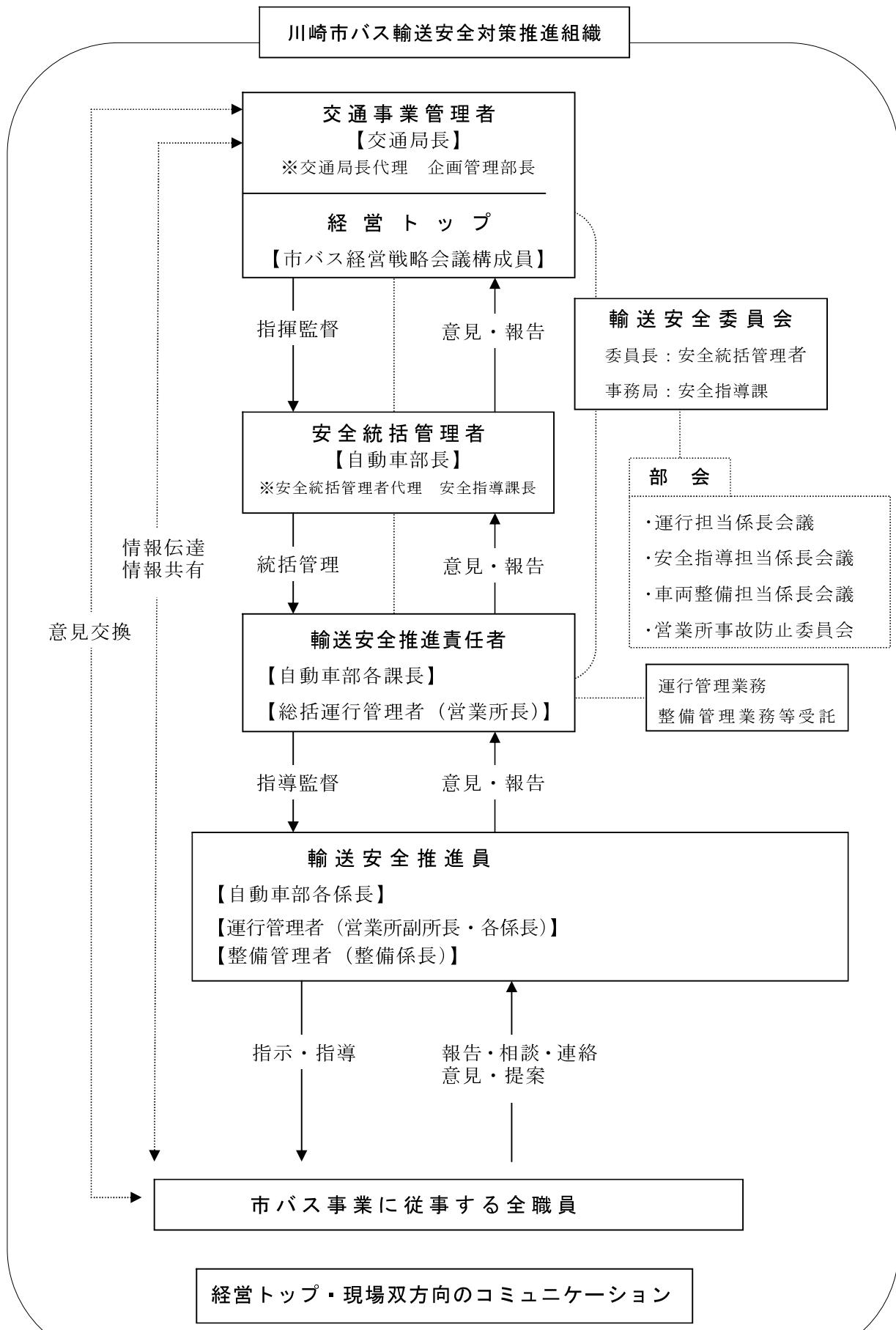
職員の実績や能力等を適切に評価することにより、職員の職務に対する意欲や向上心を高めるため、人事評価制度を実施しています。

(14) 輸送の安全に関する予算等の計画

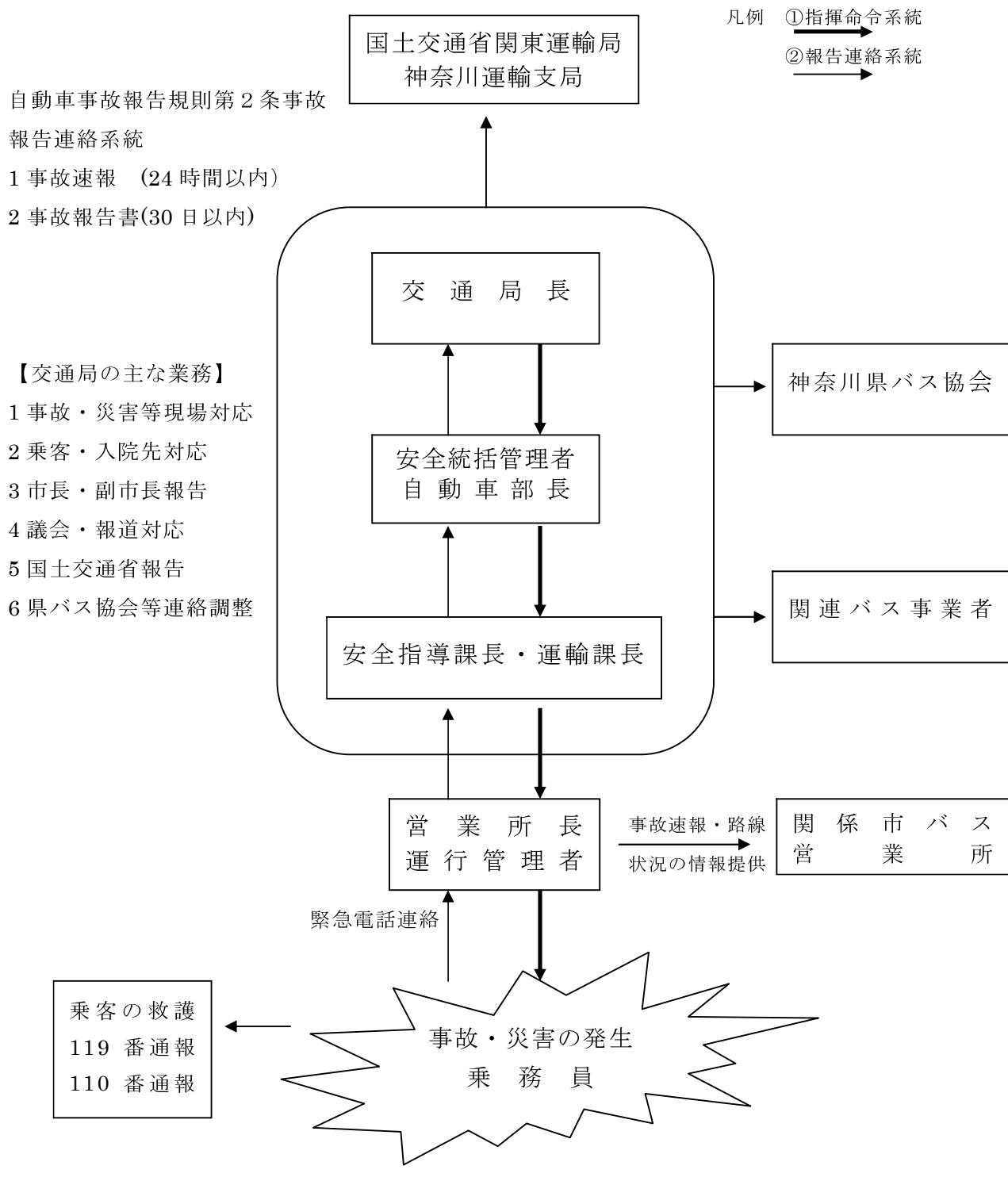
輸送の安全に関する費用支出及び投資は、輸送の安全対策が効果的に行われるよう重点的かつ効率的に行います。

区分	数量
バリアフリー対応バスの購入	ハイブリッドバリアフリー対応バス 6両 最新規制適合バリアフリー対応バス 1両
バス停留所施設の整備	停留所上屋 8基 照明付停留所標識 20基 停留所ベンチの整備 50脚
輸送の安全性向上	市バス全車両にデジタル方式無線機導入 運行管理体制の見直し、運転手研修体系の再構築 等
総額	317, 523千円

輸送の安全に関する組織体制及び指揮命令等系統



事故・災害等に関する報告連絡体制及び指揮命令系統



【事故、災害等発生時の連絡方法】

営業所は、交通局本局の勤務時間内のときは自動車部安全指導課に、勤務時間外・休祭日のときは、緊急連絡網により本局担当者の自宅又は携帯電話により報告する。

【大規模な事故、災害等発生時の場合】

バスジャック対応マニュアルに記載する緊急対策本部に準じた方式で組織編制する。

川崎市交通局旅客自動車運送事業安全管理規程

目次

- 第1章 総則
- 第2章 輸送の安全を確保するための事業の運営の方針等
- 第3章 輸送の安全を確保するための事業の実施及びその管理の体制
- 第4章 輸送の安全を確保するための事業の実施及びその管理の方法
- 附則

第1章 総則

(目的)

第1条 この規程は、道路運送法（昭和26年法律第183号。以下「運送法」という。）第22条の2及び旅客自動車運送事業運輸規則（昭和31年運輸省令第44号。以下「運輸規則」という。）の輸送の安全に関する規定並びに「旅客自動車運送に係る安全マネジメントに関する指針」（平成18年国土交通省告示第1087号。以下「運輸安全マネジメント指針」という。）に基づき、輸送の安全を確保するために遵守すべき事項を定め、もって輸送の安全性の向上を図ることを目的とする。

(適用範囲)

第2条 この規程は、川崎市交通局の一般旅客自動車運送事業（以下「市バス事業」という。）に係る業務活動に適用する。

(用語の定義)

第3条 この規程において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

(1) 経営トップ

交通局において、経営に関する最高の意思決定を行うとともに、最終的な経営責任を負う交通局長及び川崎市バス事業経営戦略会議（平成18年4月17日設置）の構成員であって、職員に対する指揮及び管理を行うものをいう。

(2) 運輸安全マネジメント

市バス事業の運営において、輸送の安全の確保が最も重要であるという意識を、交通局長から事業に従業する全職員に浸透させ、輸送の安全に関する計画の作成、実行、評価及び改善（Plan Do Check Act）の一連の過程を定め、これを継続的に実施することにより、事業全体の輸送の安全の確保及びその安全性の向上を図る仕組みをいう。

(3) 輸送の安全に関する内部監査

安全統括管理者又は安全統括管理者の指名する実施責任者が、運輸安全マネジメントの適切な実施その他の輸送の安全の確保の状況について確認することをいう。

(4) 関係法令等

旅客自動車運送事業に係る輸送の安全に関する法令（運送法、道路運送車両法（昭和 26 年法律第 185 号）、道路交通法（昭和 35 年法律第 105 号）等）及び告示並びにこの規程及び関係法令に基づいて交通局長が定めた川崎市交通局運転安全規範（昭和 26 年訓令第 13 号）、運行管理規程等を総称して「関係法令等」という。

第 2 章 輸送の安全を確保するための事業の運営の方針等

(輸送の安全に関する基本的な方針)

第 4 条 交通局長は、市バス事業における輸送の安全に関する基本的な方針を別に定め、市バス事業に従事する全職員に対して周知するものとする。

2 輸送の安全に関する基本的な方針には、次の各号に掲げる事項を含むものとする。

- (1) 経営トップは、輸送の安全の確保が事業経営の根幹であることを深く認識し、市バス事業において、輸送の安全の確保が最も重要であるという意識を全職員に徹底させるとともに、輸送の安全の確保に主導的な役割を果たすこと。
- (2) 運輸安全マネジメントを確実に実施し、全職員が一体となって輸送の安全の確保を図るとともに、絶えず輸送の安全性の向上に努めること。
- (3) 輸送の安全に関する情報を外部に対し積極的に公表すること。

3 輸送の安全に関する基本的な方針は、必要に応じて見直すものとする。

(輸送の安全に関する重点施策)

第 5 条 前条に規定する輸送の安全に関する方針に基づき、次の各号に掲げる重点施策を実施する。

- (1) 輸送の安全の確保が最も重要であるという意識を徹底し、関係法令等に定められた事項を遵守すること。
- (2) 輸送の安全に関する費用支出及び投資を積極的かつ効率的に行うよう努めること。
- (3) 輸送の安全に関する内部監査を行い、必要な是正措置又は予防措置を講じること。
- (4) 輸送の安全に関する情報の連絡体制を確立し、局内において必要な情報を伝達し、共有すること。
- (5) 輸送の安全に関する教育及び研修に関する具体的な計画を策定し、これを適確に実施すること。

(輸送の安全に関する目標)

第6条 第4条に掲げる輸送の安全に関する基本的な方針に基づき、事故件数その他の具体的な指標を用いて輸送の安全に関する目標を設定するものとする。

- 2 目標の設定にあたっては、必要に応じ、市バス事業全体の目標に加え、営業所における目標を設定するものとする。
- 3 第1項の規定により設定した目標を達成した場合その他必要と認められる場合には、輸送の安全に関する目標を見直すものとする。

(輸送の安全に関する計画)

第7条 輸送の安全に関する基本的な方針に基づき、前条に掲げる目標を達成するため、次の各号に掲げる事項を勘案して、輸送の安全に関する計画を作成するものとする。

- (1) 市バス事業における人材、車両、施設等の現状
 - (2) 過去の自動車事故の発生状況
 - (3) 乗務員の意見
- 2 前項各号に掲げる事項のほか、過去の計画の実施状況を踏まえ、必要に応じて同項の計画を見直すものとする。

第3章 輸送の安全を確保するための事業の実施及びその管理の体制

(経営トップの責務)

第8条 交通局長は、輸送の安全の確保に関する最終的な責任を有する。

- 2 輸送の安全に関する経営トップの責務は、次の各号に掲げるところによる。
 - (1) 運輸安全マネジメントのP D C Aサイクルによる継続的な取組みを通じて、輸送の安全を確保するための業務の実施及び管理の状況が適切か否かを絶えず確認し、必要な改善を行うこと。
 - (2) 輸送の安全の確保のための予算の確保、輸送安全管理体制の構築その他の必要な措置を講じること。
 - (3) 運送法第22条の2第6項の規定に基づく輸送の安全の確保に関する安全統括管理者の意見を尊重すること。

(輸送の安全を確保するための局内の組織)

第9条 交通局長は、関係法令等に基づいて選任した安全統括管理者、運行管理者、整備管理者その他必要な責任者によって、輸送の安全の確保に関する責任ある組織体制を構築するものとする。

- 2 営業所長は、安全統括管理者の命を受け、輸送の安全の確保に関し、営業所内を統括し、所属職員を指導及び監督するものとする。

- 3 職員は、第1項に定める者の指示を受けるほか、常に、安全性の向上に資する技能等を修得し、安全な運行等に努めるものとする。
- 4 輸送の安全に関する組織体制及び指揮命令系統は、安全統括管理者が病気等を理由に不在である場合及び重大な事故、災害等に対応する場合も含め、別に定める組織図によるものとする。
- 5 交通局に、運輸安全マネジメントを確実に実施するための輸送安全委員会を設置し、その組織及び運営について必要な事項は別に定める。

(安全統括管理者の選任及び解任)

第10条 交通局長は、運輸規則第47条の5に規定する要件を満たす者の中から安全統括管理者を選任する。

- 2 交通局長は、安全統括管理者が次の各号のいずれかに該当することとなったときは、当該管理者を解任する。
 - (1) 国土交通大臣の解任命令が出されたとき。
 - (2) 身体の故障その他のやむを得ない事由により職務を引き続き行うことが困難になったとき。
 - (3) 関係法令等の違反又は輸送の安全の確保状況に関する確認を怠る等により、安全統括管理者がその職務を引き続き行うことが輸送の安全の確保に支障を及ぼすおそれがあると認められるとき。

(安全統括管理者の責務及び権限)

第11条 運輸規則第47条の4第2号ハに規定する安全統括管理者の責務及び権限に関する事項は、次の各号に定めるところによる。

- (1) 全職員に対し、関係法令等の遵守と輸送の安全の確保が最も重要であるという意識を徹底すること。
- (2) 輸送の安全の確保に関し、その実施及び管理の体制を確立、維持すること。
- (3) 輸送の安全に関する方針、重点施策、目標及び計画を誠実に実施すること。
- (4) 輸送の安全に関する報告連絡体制を構築し、職員に対し周知を図ること。
- (5) 輸送の安全に関する内部監査を実施し、交通局長に報告すること。
- (6) 経営トップに対し、輸送の安全の確保に関する必要な改善に関する意見を述べる等必要な改善の措置を講じること。
- (7) 運行管理及び整備管理が適正に行われるよう、運行管理者及び整備管理者を統括管理すること。
- (8) 輸送の安全を確保するため、職員に対して必要な教育又は研修を行うこと。
- (9) その他の輸送の安全の確保に関する統括管理を行うこと。

- 2 安全統括管理者が不在の場合には、前項に規定する職務を自動車部安全指導課長が代理するものとする。

第4章 輸送の安全を確保するための事業の実施及びその管理の方法

(運輸安全マネジメントの適確な実施)

- 第12条** 第7条の規定に基づいて作成した輸送の安全に関する計画は、運輸安全マネジメントのP D C Aサイクルによる一連の過程に従い円滑に進め、着実かつ適確に実施するものとする。

- 2 前項に規定する計画の輸送の安全に係る関係法令等の遵守に関する事項のうち、飲酒運転の撲滅に係る事項は「飲酒運転防止対策マニュアル」(平成14年10月10日付け社団法人日本バス協会策定)に基づいて確実な対応を図るものとする。
- 3 輸送の安全に関する費用支出及び投資は、輸送の安全対策が効果的に行われるよう重点的かつ効率的に行うものとする。
- 4 運送法第35条の規定により営業所を管理委託する場合における運輸安全マネジメントの適確な実施について、交通局と受託事業者は緊密に連携し、輸送の安全性の向上に努めるものとする。

(輸送の安全に関する情報の共有及び伝達)

- 第13条** 輸送の安全に関する情報について、経営トップと職員との間における双方向の意思疎通が十分に行われるよう意見交換その他の適切な方法により、適時適切に、その内容が局内全体に伝達され、かつ、共有されるようにするものとする。この場合において、次の各号に掲げる事項に配慮するものとする。

- (1) 職員が経営トップに対して直接報告可能な手段を確保すること、又は輸送の安全に関する情報を報告した者について、不利益な取扱いをしない等の環境を整えること。
- (2) 職員が輸送の安全を阻害する事態を発見した場合には、直ちに、関係者においてその情報が共有されるとともに、速やかに適切な対処策を講じること。
- 2 輸送の安全に関する情報には、運行路線における事故多発地点等の危険箇所及びヒヤリ・ハットに関する情報、輸送安全機器の活用等事故防止に関する効果的な事例に関する情報等が含まれるものとする。

(事故、災害等に関する報告連絡体制等)

- 第14条** 自動車事故報告規則(昭和26年運輸省令第104号)第2条各号に定める事故、若しくは災害等(輸送の安全を確保するための情報で、車両の不具合、事故等につながるおそれのある潜在的な輸送安全上の課題に関するリスク情報等を含む。)が発生した場合は、速やかに、別に定める報告連絡体制により局内、関係行政機関、事業者等に伝

達されるように努めるものとする。

2 事故、災害等（以下「事故等」という。）が発生した場合の報告すべき内容は、発生日時、天候、発生場所、事故当時の状況、事故の原因その他の事故等に関する必要な事項とする。

3 交通局全体で対応するような程度若しくは規模の重大な事故等（バスジャック、テロ等の発生により、通常の対応措置では対処できない事故等）が発生した場合に備え、必要に応じて、第1項で定めた要員の責任、権限等を超えて適切かつ柔軟に必要な措置を講じることができるように、その責任者を定め、事故等の応急措置及び復旧措置の実施、事故等の原因、被害等に関する調査、分析等に係る責任、権限等必要な事項を明らかにしておくものとする。この場合において、次に掲げる事項に留意するものとする。

- (1) 「バスジャック対応マニュアル」（平成13年7月26日付け13川交営第525号）及び公共交通機関等におけるテロ対策の点検及び確認について、緊急時の安全対策の徹底を図るため、関係行政機関、事業者等と緊密な連携を図るとともに、職員に対して周知徹底を図ること。
- (2) 通常の対応措置では対処できない事故等を対象としていることを勘案し、責任、権限等の具体的な決定や適用にあたっては、いたずらに複雑かつ緻密な手順とならないようすること。
- (3) 必要な措置を実効的なものとするため、必要に応じ、訓練を計画すること若しくはバス協会等が主催する訓練に参加すること。
- (4) 重大な事故等の発生時には、事故等発生の速報を関係する要員に伝達するとともに、適宜、事故等の原因、被害等に関する調査及び分析並びに再発防止策等への取組みについて、組織的に迅速かつ適確な対応を図ること。

（輸送の安全に関する教育及び研修）

第15条 第6条に規定する輸送の安全に関する目標を達成するため、運輸安全マネジメントにおいて必要となる人材の育成のための教育及び研修は、「旅客自動車運送事業者が、事業用自動車の運転者に対して行う指導及び監督の指針」（平成13年国土交通省告示第1676号）及び「旅客自動車運送事業者が従業員に対して指導及び監督を行うために講じる措置」（平成18年国土交通省告示第1088号）に基づいて、具体的な計画を作成し着実に実施するものとする。

（輸送の安全に関する内部監査）

第16条 運輸安全マネジメントの実施状況等を点検するため、少なくとも年1回以上、適切な時期を定めて輸送の安全に関する内部監査を実施するものとし、この計画及び監査の対象項目、着眼点、報告書等の事務処理要領は別に定めるものとする。

- 2 重大な事故、災害等が発生した場合又は同種の事故、災害等が繰り返し発生した場合その他特に必要と認められる場合には、緊急に輸送の安全に関する内部監査を実施するものとする。

(輸送の安全に関する業務の改善)

第 17 条 輸送の安全に関して、安全統括管理者から事故、災害等に関する報告又は前条に規定する内部監査の結果、改善すべき事項があった場合又は輸送の安全のために必要と認める場合には、そのために必要な改善に関する方策を検討し、その結果を踏まえ、是正措置又は予防措置を講じるものとする。

- 2 旅客運送事業者に対する行政処分等の基準（平成 14 年 1 月 17 日付け国自総第 412 号国土交通省自動車局長通達等）の通則に規定する法令違反（輸送の安全に関する違反により重大事故を引き起こした場合における当該事故を含む。）で、悪質と認められる場合（「違反事実若しくはこれを証するものを隠蔽し、又は隠滅すると疑うに足りる相当の理由が認められる場合」、「違反事実又はこれに伴い引き起こした事故が社会的影響のある事項である場合」をいう。）に該当する事由で処分を受けたときは、安全対策全般又は必要な事項において現在よりも更に高度の安全の確保のための措置を講じるものとする。

(輸送の安全に関する情報の公表)

第 18 条 運輸規則第 47 条の 7 第 1 項の規定に基づいて定められた「旅客自動車運送事業者が公表すべき輸送の安全に関する事項」（平成 18 年 9 月 19 日国土交通省告示第 1089 号）について、毎事業年度の経過後 100 日以内に、外部に対し公表する。

- 2 運送法第 27 条第 2 項、第 31 条又は 40 条の規定による処分（輸送の安全に係るものに限る。）を受けたときは、遅滞なく、当該処分の内容並びに当該処分に基づき講じた措置及び講じようとする措置の内容を外部に対し公表する。

(輸送の安全に関する情報の記録の管理等)

第 19 条 この規程は、市バス事業における業務の実態に応じ、定期的に若しくは適時適切に見直しを行う。

- 2 輸送の安全に関する事業運営上の方針の作成にあたっての会議の議事録、報告連絡体制、事故等の報告、安全統括管理者の指示、内部監査の結果、経営トップに報告した是正事項又は予防措置を記録し、これを適切に保存する。
- 3 前項に掲げる情報その他輸送の安全に関する情報に関する記録及び保存の方法は、川崎市交通局公文書取扱規程（昭和 36 年交通局規程第 4 号）に定めるところによる。

(施行の細則)

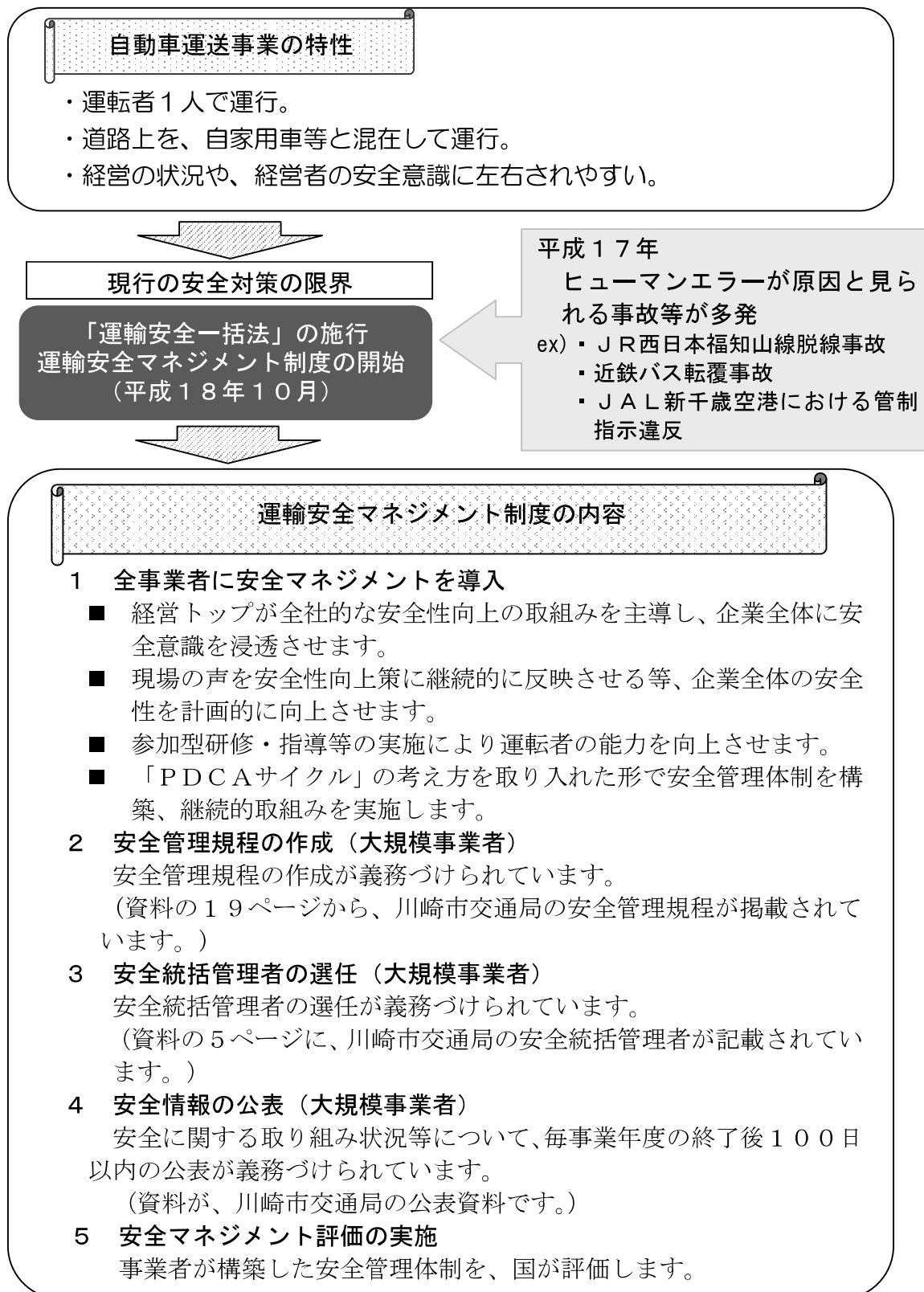
第 20 条 この規程に定めるもののほか必要な事項は、交通局長が別に定める。

附 則

この規程は、平成 18 年 10 月 1 日から施行する。

この規程は、平成 19 年 4 月 1 日から施行する。

運輸安全マネジメント制度の概要について



参考資料2

平成23年度有責事故（1%以上）件数内訳

	合計	直営営業所				管理委託 先営業所
		正規	再任用	再雇用嘱託	公募嘱託	
有責事故件数	44件	25件	0件	1件	4件	14件
職員数 (24.3.1現在)	622人	393人	2人	25人	37人	165人